

説明会等でよくある質問と回答について

九州技術事務所

平成27年 12月 18日時点

◆説明会等で良くある質問と回答◆ 計画書の作成・提出段階

下記表は、過去の説明会で多かった質問や新システム改正に関する質問事項への回答です。新技術活用計画書、調査表作成の参考にしてください。

	番号	質問内容	回答
計画書の作成・提出段階	1	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定歩掛がある新技術の計画書、報告書作成は必要ですか。 ・仮設等簡易な技術も計画書、報告書は提出の必要はありますか。 ・総合評価方式における技術提案や請負契約締結後提案で新技術を採用する場合、計画書の提出は必要ですか。 	<p>NETISに登録されている技術であれば、暫定歩掛がある新技術や仮設等の簡易な技術であっても計画書、報告書の作成・提出が必要です。NETISに登録されている新技術の活用が決まったら、施工者希望型は計画書を主任監督員と九州技術事務所に、発注者指定型は、事務所内事務局を通じて九州技術事務所に提出してください。なお、総合評価方式における技術提案で新技術を採用する場合、活用の型は『施工者希望型』となります。</p>
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・国債工事等で、新技術の活用開始時期がH25年度の場合、計画書は旧様式で提出しなければなりませんか。 	<p>国債工事等で、新技術の活用開始時期がH25年度以前であっても、H26年度4月1日以降に新規で計画書を作成・提出される場合は、新様式での作成・提出をお願いします。</p>
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・活用予定の新技術を変更する場合、指示、承諾等はどう判断するのですか。 	<p>VE提案等を含め、発注者と受注者で協議の上決定してください。（設計変更ガイドライン(案)を参照）</p>

◆説明会等で良くある質問と回答◆ 計画書の作成・提出段階

	番号	質問内容	回答
計画書の作成・提出段階	4	・契約後VEで採用された技術は、発注者指定型、施工者希望型のどちらの型になりますか。	契約後VEで採用された技術は、 施工者希望型 となります。
	5	・発注者指定型の活用技術が現場条件で施工出来ない場合、受注者の提案で施工出来る新技術の活用について協議があった場合、契約変更して改めて発注者指定型で契約変更することが適切な対応ではないですか。	発注者指定型での発注は「新技術活用における発注者指定型の運用ルール(案)」を基に活用しています。新技術の設計変更を行う場合は、「 新技術活用における発注者指定型の運用ルール(案) 」 3. 発注者指定型の運用フロー～②工事発注編～に「設計変更:設計図書に変更が生じる場合、監督職員と工事受注者と協議の上、設計変更の対象とする。なお、指定した技術の変更は現場条件が変わる等、やむを得ない場合に限ること。」と記載しており、活用の型も、監督職員と工事受注者と協議、また、設計変更審査会等で確認のうえ、発注者指定型で活用して下さい。
	6	・従来技術より新技術のほうが金額が高い場合、新技術を使用しても問題ありませんか。	高い金額に見合うメリット、使用目的等を明確にしておけば、使用しても問題ありません。詳細は、「 新技術活用における発注者指定型の運用ルール 」に記載してあります。

◆説明会等で良くある質問と回答◆ 計画書の作成・提出段階

	番号	質問内容	回答
計画書の作成・提出段階	7	<p>・比較する従来技術は、NETIS情報としてよいですか？また、その現場において当初考えていた標準工法と、NETISに示されている従来技術が異なる場合は、あくまでもNETISに示されている従来技術とするのですか。</p>	<p><u>必ずNETISに記載されている従来技術</u>との比較を行い、評価してください。なお、システム改正により、「比較する従来技術」は計画書作成段階に記載することになりました。</p>
	8	<p>・比較する従来技術をNETISで調べて「従来技術なし。」となっていた場合には、どうしたらよいですか。</p>	<p>主任監督員もしくは九州技術事務所 施工調査・技術活用課 技術活用係長(下記連絡先)にお問い合わせください。 TEL:0942-32-8250(マイクロ733-386) FAX:0942-32-8292(マイクロ733-514)</p>
	9	<p>・新様式では、新技術の採用決定の記入欄がなくなっておりますが、決定日の記載欄があると評価者や事務所推進調整会議での確認(作業手間・確認日ミス)が図りやすいため、工事打合簿により決定した日で九州としての統一が図れないでしょうか。</p>	<p>今回から全国統一の様式での運用となりますので、追加項目(決定日の記載欄)を設定することでNETISシステムと互換性が取れなくなる恐れがあります。 したがいまして、申し訳ありませんが、九州独自の様式の作成は避けたいと考えております。 今後、システム検討会議にて議案として改善するよう要望していきますので他にありましたら九州技術事務所施工調査・技術活用課に連絡ください。</p>

◆説明会等で良くある質問と回答◆ 計画書の作成・提出段階

	番号	質問内容	回答
計画書の作成・提出段階	10	・計画書の提出時期はどのタイミングですか。	<p>①発注者指定型のうち設計当初から新技術の採用が決まっている場合及び施工者希望型(総合評価方式における技術提案)の場合は、契約後目安として10日以内に提出してください。</p> <p>②発注者指定型のうち設計変更等で新技術を採用する場合及び施工者希望型(請負契約締結後提案)の場合は、採用決定後目安として10日以内に提出してください。</p> <p>③既に新技術を活用していることに気付いた場合は、速やかに提出してください。</p>
	11	計画書を提出していて、対象新技術の採用が中止もしくは延期となった場合はどうしたらよいですか。	様式「新技術活用計画書の変更について」 の中止・延期いずれかを記入のうえ、主任監督員並びに九州技術事務所に提出してください。

◆説明会等で良くある質問と回答◆ 実施報告書・活用効果調査表の作成段階

	番号	質問内容	回答
実施報告書・活用効果調査表の作成段階	1	・1工事に複数の新技術を活用する場合、それぞれの技術について新技術活用実施報告書の作成が必要ですか。	<u>それぞれの技術毎に報告書の作成</u> をお願いします。
	2	・総合評価方式における技術提案や請負契約締結後提案で新技術を活用した場合、新技術活用実施報告書の作成は必要ですか。	NETISに登録してある新技術を現場で活用されたら原則報告書が必要です。(ただし、例外もあります。) また、この場合の活用の型は、「施工者希望型」となります。
	3	・旧様式で計画書を提出している場合は、新様式に書き換えて実施報告書を提出しなければならないのですか。	新技術の活用がH25年度であり、既に計画書を作成・提出されている場合は、旧様式のデータで作成・提出頂いても結構です。ただし、国債工事等で活用時期がH25年度以前であっても、H26年度4月1日以降に新規で計画書を作成・提出される場合は、新様式で作成・提出をお願いします。
	4	・実際に新技術を活用してみたら、活用前に想定していた活用効果が得られなかったり、また他工事で活用された結果と相違があった場合何か問題がありますか。	問題はありません。各現場毎に条件が異なりますし、現場条件により従来技術も異なることも考えられますので、評価の相違がでることは考えられます。(ありのままを記入して頂ければ結構です。)

◆説明会等で良くある質問と回答◆ 実施報告書・活用効果調査表の作成段階

	番号	質問内容	回答
実施報告書・活用効果調査表の作成段階	5	従来技術は、実際には施工を行っていないため、施工経験がない場合などは評価することが困難です。どうすればよろしいですか。	比較・評価するための従来技術は実際に施工は行いませんが、社内の経験者及びメーカ等に相談して下さい。また、発注者の方は、必要に応じて「事務所 技術活用推進調整会議」等の活用をお願いします。
	6	・活用実施報告書の黒枠部(施工概要書)の記載は、受注者が記載するのか主任監督員が記載するのですか。	実施報告書の作成については、先ず「施工者」が作成して、「主任監督員」に提出するフローにしておりますので、基本的に「 施工者 」にて記入して頂く事になります。
	7	・『経済性、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境』の調査項目の調査内容については、評価できる部分のみチェックして評価すればいいですか。	基本的に、「-A」または「-V」が付与されている技術については、 6項目(経済性、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境)全ての項目について評価 を行ってください。但し、記入者が評価に関係ないと判断した調査項目があれば「当該技術に関連しない項目である」にチェックしてください。なお、「-VR」が付与されている技術については、技術毎に定められた調査様式に従って評価してください。
	8	・調査項目の従来より優れる4or5 劣る1or2について、調査視点の6項目中○項目あれば優れている(4or5)劣っている(1or2)などの目安がありますか。	調査項目については、 調査者の任意の視点でチェック を入れて頂いて良いと考えます。
	9	・新技術活用実施報告書の効果調査の「当該技術に関連しない評価項目である」にチェックをした場合、理由を記載しなければなりませんか。	関連しなかった理由を端的で結構ですので記載してください。

◆説明会等で良くある質問と回答◆ 実施報告書・活用効果調査表の作成段階

	番号	質問内容	回答
実施報告書・活用効果調査表の作成段階	10	・その他(自由意見)は、該当なしの場合は、空白でよろしいですか。特になしと記載するのですか。	該当なしの場合は、空白で良いです。
	11	・総合的所見欄については、各項目(経済性、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境)で記載しているため、改めて記載する必要がありますか。(留意する点の項目のみでいいのではないですか。)	各項目でコメントを記載した調査者が、経済性、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境の6項目を総合的に見て、特に「優れていた点」「劣っていた点」等が有れば記入をお願いします。
	12	・施工状況等の写真は、写真サイズが300×200程度と記載されていますが、枠内に納まるサイズでいいですか。また、写真の画素数についても、制限がありますか。(写真の容量が大きいと報告書の容量的にも膨大となります)	写真の画素数は特に規定されていません。メールでの送信可能な範囲で、必要に応じて圧縮して提出をお願いします。

◆説明会等で良くある質問と回答◆ 実施報告書の作成段階

	番号	質問内容	回答
実施報告書の提出段階	1	新技術活用実施報告書の提出はどのタイミングで行えばいいでしょうか。	<u>活用後目安として2週間以内</u> に主任監督員に提出してください。 特に施工者希望型でインセンティブを狙う場合、報告書を作成していないと、加点されない場合もあるので速やかに作成してください。
	2	足場などのように工期ぎりぎりまで活用する技術のような場合、新技術の活用終了を待たないで報告書を作成してもよいですか。	活用終了前に評価が判断できるのなら、その時点で報告書を作成し主任監督員に提出してください。
	3	報告書の提出フローについて、「事務所技術活用推進調整会議」に諮らないと提出できないのですか。	新技術活用後は基本的に諮って下さい。但し、内容の変更がない場合は、「事務所技術活用推進調整会議」に諮る前に提出して頂いても結構です。内容が変更された場合は、すみやかに再度提出願います。

◆説明会等で良くある質問と回答◆ その他

	番号	質問内容	回答
その他	1	<p>・よく使われている技術は、報告書を提出する必要はないのでしょうか。</p> <p>・継続調査対象(VR)、対象外(VE)と改正されたが、継続調査とは、活用効果調査の実施有無についての事でしょうか。</p> <p>また、VEの新技术は、現在どれくらいありますか。</p>	<p><u>継続調査対象(VR)</u>と選定された新技术に関しては、新技术活用評価会議で評価され、その都度スパイラルアップを図っていくため、新技术活用計画書・実施報告書および活用効果調査表の提出が必要です。ただし、<u>継続調査の対象としない技術(VE)</u>に選定された新技术は、新技术活用計画書・実施報告書の提出は必要ですが、活用効果調査表の作成は不要となります。</p> <p>また、今後各地方整備局の「新技术活用評価会議」で「VR」「VE」の対象技術が選定され、「VE」技術については随時NETISホームページで紹介されます。</p>
その他	2	<p>提出様式については、エクセル「xls」形式により提出となっているが、「xlsm」形式による提出となった場合、支障がありますか。</p>	<p>NETISのHPにおける「活用効果調査表」様式をそのままメールした場合、<u>官民の間で送受信が出来なかった</u>ため、古いバージョン(xls形式)に変換すると送受信が可能となりました。そのためお手数ですが、<u>xls形式にてご提出</u>をお願いします。</p>
その他	3	<p>・工事成績評定の加点について、同一工事で複数の新技术を活用し、加点条件を満たした場合、点数は累積されますか。</p> <p>・総合評価方式における技術提案で活用した新技术は、加点対象になりますか。</p>	<p>複数の技術の評価にあたっては、活用した<u>技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能としますが、最大3点の加点</u>とします。</p> <p>また、総合評価方式における技術提案で活用した新技术は、<u>平成22年度より加点の対象</u>になっています。</p>

◆説明会等で良くある質問と回答◆ その他

	番号	質問内容	回答
	4	<p>・同一工事の中で、H26. 3末までに提出した計画書は、旧様式で報告書を作成することになり、4月以降活用した技術は、新様式で計画書・報告書を作成することになります。その場合、工事成績評定点の考え方について、どうすればよろしいのでしょうか？</p>	<p>旧様式で報告書が作成された新技術に関しては、旧様式での工事成績評定、新様式で報告書が作成された新技術に関しては、新様式での工事成績評定としてください。</p>
その他	5	<p>・発注者指定型での活用において、比較検討資料の提出は必要ですか。</p>	<p>平成26年度より比較検討資料の提出の必要ありません。</p>
	6	<p>・コスト縮減額はどのように算定されていますか。</p>	<p>発注者指定型の縮減額は、新技術は設計単価、従来技術は積上積算等を、施工者希望型の縮減額は、新技術活用実施報告書の経済性の単価を基に算定しています。</p>

◆説明会等で良くある質問と回答◆ その他

	番号	質問内容	回答
その他	7	<p>施工者希望型で活用された新技術の設計変更は、どのように取り扱えばよいですか。</p>	<p>活用された新技術の設計変更については、『「公共工事等における新技術活用システム」実施要領(平成26年4月一部改正)』p27. 3.3.3.5 施工者希望型(請負契約締結後提案の場合)、6)設計変更等において、「発注事務所は、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計変更を行わない。また、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、設計変更を行うものとする。」と記載されています。</p> <p>したがって、当該技術提案が、設計図書等で定められた事項に係わるものでない場合(例:任意仮設的な工種に係わる技術等)は、変更を行わないということで承諾による取り扱いとなります。</p>